

○岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水洗化の普及促進を図るため、私道に共同排水設備を設置して、汚水を公共下水道に排除しようとする者に対し、予算の範囲内において私道共同排水設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。
2 この要綱において「共同排水設備」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備で2戸以上の家屋が共同して使用するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私道に共同排水設備を設置する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 法第2条第8号に規定する公共下水道の処理区域内及び法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内であること。
- (2) 共同排水設備を設置する私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、その一端が公道に接続していること。
- (3) 当該私道に面した汚水を排除すべき家屋（公共下水道の布設されている道路に面した家屋を除く。）が2戸以上で、かつ、所有者が異なること。
- (4) 共同排水設備を設置する土地に対して所有権、地役権又は借地権等の権利を有している関係人全員の承諾が得られること。
- (5) 当該私道に面する土地建物所有者及び住人の全面的な協力が得られること。
- (6) 共同排水設備の設置及び構造に関し、岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）及び岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市条例第16号）に適合するものであること。
- (7) 工事完了後、第3号に定める家屋の所有者又は使用者が、速やかに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道管に接続するものであること。
- (8) 当該私道に面する土地の所有者等から法第11条による共同排水設備の利用の申出があったときは、その利用を妨げてはならないこと。

(補助事業者)

第4条 第3条の補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、私道に共同排水設備を設置して汚水を公共下水道に排除しようとするものであって、くみ取便所又は浄化槽を設置している既存建物を所有し、又は使用しているものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納しているものは、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 共同排水管及びマンホールの設置に係る工事費
- (2) 宅内接続ます及びこれに接続する取付管の設置に係る工事費
- (3) 道路の原形復旧に必要となる舗装復旧工事に係る工事費
- (4) 上記工事について必要となる測量設計及び地下埋設物の移設に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費として市が査定した額と、工事見積書の額を比較していずれか少ない方の額に3分の2(法第9条第2項に規定する公示後3年を経過した場合は2分の1)を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長の定める期日は、岡山市下水道条例施行規則(昭和63年市規則第16号)第4条に規定する排水設備等計画確認申請書を提出する日の10日前までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請代表者委任状・申請者誓約書(様式第2号)
- (2) 私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書(様式第3号)
- (3) 私道共同排水設備を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書
- (4) 私道共同排水設備設置工事見積書(様式第4号)
- (5) 申請者全員の滞納無証明書(ただし、岡山市が補助事業者に対して発行できない場

合は不要とする。)

- (6) 位置図
- (7) 私道共同排水設備設計図
- (8) 公図の写し
- (9) 土地の登記簿謄本又は登記事項証明書

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

(決定の通知)

第8条 規則第8条の決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請代表者に通知するものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15号に規定する補助事業着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条の実績報告は、私道共同排水設備設置実績報告書(様式第7号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第16条第1項第1号に規定する補助事業等に係る経費の収支決算書は、収支決算書(様式第8号)とする。

3 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工図面(平面図、縦断図)
- (2) 工事代金の請求書の写し又は領収書の写し
- (3) 私道共同排水設備設置工事清算書(様式第9号)
- (4) 工事現場写真(着工前、配管工事、完了後及びその他の工程が分かるもの)

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、規則第20条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、規則第21条に規定する補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により申請代表者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
(申請代表者) 氏名

署名又は記名押印

(連絡先 Tel)

私道共同排水設備を設置したいので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請に当たっては、同要綱並びに岡山市補助金等交付規則に定める各条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 補助事業名	岡山市私道共同排水設備設置事業
2 事業の内容	私道共同排水設備の設置
3 事業の目的	水洗化の普及促進を図るため
4 私道共同排水設備設置場所	岡山市
5 私道共同排水設備利用戸数	戸
6 工事着工予定日	年 月 日
8 工事完了予定日	年 月 日
9 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者氏名 TEL
10 添付書類	① 申請代表者委任状・申請者誓約書 ② 私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書 ③ 私道共同排水設備を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書 ④ 私道共同排水設備設置工事見積書 ⑤ 滞納無証明書 ⑥ 位置図 ⑦ 私道共同排水設備設計図 ⑧ 公図の写し ⑨ 土地の登記簿謄本又は登記事項証明書

様式第2号（第7条関係）

申請代表者委任状・申請者誓約書

年 月 日

岡山市長 様

私共（申請者）は、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記1のとおり申請代表者（受任者）を定めて、下記2に掲げる事項を処理する一切の権限を委任するとともに、私道共同排水設備設置補助金の交付を受けるに当たり、下記3の事項を遵守することを誓約します。

記

1 申請代表者（受任者）

住 所

氏 名

署名又は記名押印

2 委任事項

- 1) 補助金の交付申請に関すること。
- 2) 補助金の交付又は不交付決定の通知書の受理及び補助金交付決定に係る内容の承諾に関すること。
- 3) 補助金の交付に係る共同排水設備工事の円滑な施工の確保につとめること。
- 4) 着手届・完了届の作成及び提出に関すること。
- 5) 補助金交付額確定通知書の受理及び補助金の請求に関すること。

3 誓約事項

- 1) 共同排水設備工事完了の後、すみやかに岡山市下水道排水設備指定工事店により、宅地内の排水設備、水洗便所工事等を完了させること。
- 2) 共同排水設備工事の設置及び施工に当たっては、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱他関係法令に従うこと。
- 3) 共同排水設備の設置後において、宅地内取付管を当該共同排水設備に接続したい旨の申し出があったときは、その利用を妨げないこと。
- 4) 補助の決定が取り消され、補助金を返還すべきときは、申請代表者がとりまとめの上、各自が補助金総額につき、連帯して返還すること。
- 5) 共同排水設備の維持管理は、自らの責任で行うこと。
- 6) 共同排水設備の設置及び施工によって生ずる問題については申請者の責任において解決し、一切岡山市に迷惑をかけないこと。

(申請者)

番号	住 所	氏 名 (署名又は記名押印)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式第3号（第7条関係）

私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書

年 月 日

岡山市長 様

下記表示の土地に岡山市が補助する私道共同排水設備を設置することについて、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第3条の規定により、土地所有者等と協議し、承諾を得ました。

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

番号	使用承諾する土地の所在 (登記簿記載の地番を 記入して下さい。)	使用承諾する土地 所有者等の住所	氏 名	印※
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

※印は印鑑証明書の印とすること。

(私道土地所有者等)

番号	使用承諾する土地の所在 (登記簿記載の地番を 記入して下さい。)	使用承諾する土地 所有者等の住所	氏名	印※
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				

※印は印鑑証明書の印とすること。

様式第4号（第7条関係）

私道共同排水設備設置工事 見積書

年 月 日

申請代表者
住所

施工者
住所

氏名

名称及び
代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP, 100A	m				材工共
〃	VP, 150A	m				材工共
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 100A	m				材工共
〃	VU, 150A	m				材工共
小口径汚水桝	φ 150	個				材工共
〃	φ 200	個				材工共
〃	φ 300	個				材工共
土工事		式	1			
舗装費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			
工事価格計						
消費税相当額		式	1			
合計						

様式第5号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

- 1 補助対象金額（率） 円（ / ）
- 2 交付金額 円
- 3 交付予定時期 補助事業が完了した後
- 4 交付条件等
 - (1) 本事業完了の後、すみやかに宅地内の排水設備、水洗便所工事等を実施し、公共下水道へ接続を行うこと。
 - (2) 排水設備の工事については、岡山市下水道排水設備指定工事店により施工すること。
 - (3) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了すること。
 - (4) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及びその他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。
 - (6) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告すること。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第6号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請人 住所

氏名様

年 月 日付で申請のあった、 年度岡山市私道共同排水設備設置補助金の交付について、下記の理由により却下したので、同要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

(理由)

様式第7号（第10条関係）

私道共同排水設備設置実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた下記事業について完了したので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 補助事業名	岡山市私道共同排水設備設置事業
2 事業完了年月日	年 月 日
3 施工者（施工業者）	住所 名称 代表者名 TEL
4 添付書類	① 竣工図面 ② 工事代金等の請求書の写し又は領収書の写し ③ 収支決算書 ④ 私道共同排水設備設置工事精算書 ⑤ 現場写真(着工前・配管工事・完了後・他) ⑥ その他

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

年 月 日

岡山市長 様

申請代表者 住所
氏名

署名又は記名押印

(連絡先 TEL)

年 月 日付け岡山市指令 第 号で補助金交付決定を受けた岡山市
私道共同排水設備設置補助事業について、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第
10条の規定により、下記のとおり提出します。

記

収入の部

科目	金額	説明
市補助金(予定)		
自己資金		
計		

支出の部

科目	金額	説明
工事費		
消費税		
計		

様式第9号（第10条関係）

私道共同排水設備設置工事 清算書

年 月 日

申請代表者
住所

施工者
住所

氏名

名称及び
代表者名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP, 100A	m				材工共
〃	VP, 150A	m				材工共
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 100A	m				材工共
〃	VU, 150A	m				材工共
小口径汚水桝	φ 150	個				材工共
〃	φ 200	個				材工共
〃	φ 300	個				材工共
土工事		式	1			
舗装費		式	1			
小計						
諸経費		式	1			%
工事価格計						
消費税相当額		式	1			%
合計						

様式第10号（第11条関係）

補助金交付決定取消通知書

岡山市指令 第 号

申請代表者 住所

氏名様

年 月 日付け岡山市指令 第 号で申請により通知した、岡山市補助金等交付規則第6条の規定に基づく補助金の交付決定を、下記の理由により、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第11条の規定に基づき取り消したので通知します。

年 月 日

岡山市長 印

記

[交付決定を取り消す理由]

- 様式第1号 (第7条関係)
- 様式第2号 (第7条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第7条関係)
- 様式第5号 (第8条関係)
- 様式第6号 (第8条関係)
- 様式第7号 (第10条関係)
- 様式第8号 (第10条関係)
- 様式第9号 (第10条関係)
- 様式第10号 (第11条関係)